

議案第 88 号

優良種畜の造成に関する條例制定について

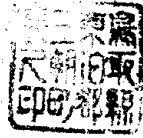
優良種畜の造成に関する條例を次のように定めるものとする

昭和二十九年六月十五日提出

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和廿九年六月拾五日

東伯郡三朝町議會議長 天野



昭和二十九年三朝町条例第 號

優良種畜の造成に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は家畜の改良を行うため優良なものを導入  
又は保留して優秀な家畜を造成することを目的とする

(将来奨励金の交付)

第二条 町長は優良と認める種畜の飼育者に対し予算の  
範囲内で奨励金を交付する

(優良種畜の選定)

第三条 この規定の優良種畜は優良種畜審査委員会の審  
査に合格したものに付き選定する

~~前項の審査委員会の委員は若干名とし町長がこれを任  
命又は嘱託する~~

(審査の申請)

第四条 優良種畜の選定を受けようとするものは優良種畜  
審査申請書(様式第一號)を町長に提出しなげればならぬ

二町長は前項の申請があつたときは之を優良種畜審査  
委員会の審査に附するものとする

(証明書の交付)

第五系 町長は優良種畜審査委員会の審査に合格した種畜に付ては台帳に登載し飼育者に対し優良種畜を証明する(種畜台帳)及奨励金を交付する。

(飼育者の義務)

第六系 奨励金の交付を受けたものは次の事項を遵守する証

として請書(様式第三号)を提出しなければならぬ

一 飼育管理に付て町長の指示に従うものとする

二 町長の指定する種畜を交配する

三 所有権移轉の場合には町の町長の承認を得なければならぬ

四 分産した場合は直に届出仔畜の検査を受けなければならぬ

五 大家畜は第三号仔畜を分産するまで、中家畜は三年以内、町

外に売却してはならない。但し町長の承認を受けたものは

この限りでない

二 優良種畜を譲受けたものは第一項各号の義務を継承せねば

(奨励金の返納)

第七系 前系に違つた場合は奨励金の返納せしめる

(飼育者。協力)  
 第八系 優良種畜の産仔は町内希望者。留保に協力するものとする。

雑 則

第九系 この系例の外必要な事項は規則でこれを定める。

附 則

この系例は公布の日より施行する。

(様式第一號)

優良種畜審査申請書

優良種畜の造成に関する系例第四系第一項の規定により  
 審査を受けたくて記を具して申請致します。

記

種類	名號	性別	生年月日	産地	血統		備考
					父	母	

昭和 年 月 日

住所

東伯郡三朝町大字  
 氏名



三朝町長 氏名 殿

(様式第二號)

(表)

第 號

優良種畜証明書

種 類

性 名 號

生 年 月 日

特 徴

生 産 者

所 有 者

縣

郡

村

縣

市

町

右は優良種畜造成に因する各例による  
優良種畜であることを證明する

昭和

年

月

日

鳥取縣東伯郡三朝町長 氏

名



田夫勤事項

(裏)

興勤年月日	飼養者住所氏名	責任者(印)

(様式第三號)

請書

優良種畜の造成に關する条例による奨励金の交付を受け  
ましたので同条例第六条第一項の規定を遵守します  
仍てその證として請書を提出致します

昭和 年 月 日

住所  
氏名



東伯郡三朝町長氏 名殿